

○軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成25年3月28日

条例第21号

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の軽費老人ホームの運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年条例22号〕)

(設備及び運営の基準)

第3条 前条に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項に規定する社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営の基準(軽費老人ホームに係るものに限る。)は、規則で定める。この場合において、当該基準は、前条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型に係る経過措置)

- 2 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型として知事から指定されているもの(以下「軽費老人ホームA型」という。)については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、次項から附則第7項までに定めるところによる。

(一部改正〔令和3年条例22号〕)

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

- 3 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
- 4 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(追加〔令和3年条例22号〕)

(軽費老人ホームA型に係る設備及び運営の基準)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項に規定する社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営の基準(軽費老人ホームA型に係るものに限る。)は、規則で定める。この場合において、当該基準は、附則第3項から前項までに規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

(一部改正〔令和3年条例22号〕)

附 則(令和3年3月26日条例第22号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第2条の規

定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条第1項第4号及び第2項第3号、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条第1号オ及び第2号ウ、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項及び附則第6項並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例第2条第1項第4号及び第2項第3号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。